

## 旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和元年7月1日
発信課	農業振興課
担当者	長谷川慎
連絡先	電 話 0166-25-7438
	FAX 0166-26-8624
	E-mail sh_hasegawa@city.asahikawa.hokkaido.jp

分 類	<b>募集</b>
日 程	7 月 1 日 ~ 9 月 20 日
発表項目 (行事名)	令和元年度加工・販売施設整備等支援事業の公募開始(2次募集)
概 要  (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>農業者が取り組む農産加工や販売事業の支援を目的として、下記のとおり公募を開始いたします。 報道方、よろしく願いいたします。</p> <p>1 募集事業 ・加工・販売施設整備事業 ・商品開発支援事業</p> <p>2 事業期間 補助金の交付決定の日から令和2年3月31日までに完了する事業。</p> <p>3 補助額及び補助率 加工・販売施設整備事業については、事業費の2/5以内、上限200万円以内。 商品開発支援事業については、事業費の1/2以内、上限10万円以内。 ただし、予算の範囲内で支給。</p> <p>4 補助対象事業 ・加工・販売施設整備事業 ①農産物処理加工施設及び農畜産物販売施設の整備事業 ②農産物加工機器類の整備事業 ・商品開発支援事業 ①新商品開発 ②新商品の市場開拓</p> <p>※詳細は別添の要綱別表(第2条関係)で御確認ください。</p> <p>5 受付期間 7月1日(月)~9月20日(金)</p> <p>6 受付方法 申請書類を担当課まで郵送または持参により提出</p>
添付資料	<p style="text-align: center;"><b>有</b></p> <p>※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。</p>
報道(取材)に 当たってのお願い	
備 考	

## 加工・販売施設整備等支援事業について <2次募集案内>

### 1 内容

本市では、農業者等による加工・販売事業を奨励し、農畜産物の高付加価値化や特産品開発、農業生産振興及び農業経営の安定を図ることを目的とし、農業者等が実施する農畜産物加工施設や加工機器の整備、農畜産物販売施設の整備、又は新商品の開発や市場開拓に係る経費を補助します。

### 2 事業区分

- (1) 加工・販売施設整備事業
- (2) 商品開発支援事業

### 3 補助の対象となる方

- (1) 農業者
- (2) 農地所有適格法人
- (3) 複数の農業者で構成する団体
- (4) 上記1～3と実需者との連携体
- (5) 市内を管轄する農業協同組合

(補足) ・上記の1, 2にあつては、旭川市内に住所を有すること。

・旭川市内において施設等を整備する事業であること。

・上記の3にあつては、代表者の定めがあり、規約等が整備されていること。また、代表者が旭川市内に住所を有すること。

### 4 事業期間

補助金の交付決定の日から令和2年3月31日までに完了する事業

### 5 補助率及び補助額

#### ■加工・販売施設整備事業

事業費の5分の2以内、上限200万円以内。ただし、予算の範囲内で支給する。  
千円未満は切り捨てます。

#### ■商品開発支援事業

事業費の2分の1以内、上限10万円以内。ただし、予算の範囲内で支給する。  
百円未満は切り捨てます。

### 6 補助対象事業

#### ■加工・販売施設整備事業

農業者等が実施する農畜産物加工施設や加工機器の整備、農畜産物販売施設(直売所、飲食施設)の整備

- (1) 農畜産物加工施設や加工機器、農畜産物販売施設を新規に整備する事業。
- (2) 処理能力、品質向上のために行う施設改良及び機器類を更新する事業。

■商品開発支援事業

農業者が自ら生産した農畜産物を活用して、自ら又は商工業者・流通業者（以下、実需者）と連携して取り組む次の事業

- (1) 新商品開発
- (2) 新商品の市場開拓

7 補助対象経費

■加工・販売施設整備事業

- (1) 施設設計費
- (2) 施設建設費，付帯工事費
- (3) 資材購入費
- (4) 機器，設備取得費
- (5) 経営診断費

(補足) 建物に附属しない広告塔等の設備，竣工行事，人件費等，加工・販売事業に直接関係しない経費は対象外とする。

■新商品開発支援事業

- (1) 新商品開発
  - ア 試作原材料費
  - イ 機械装置，加工施設等の借上料
  - ウ 外注加工費
  - エ パッケージデザイン料
  - オ 検査分析費

- (2) 新商品の市場開拓

- ア 調査研究費
- イ 広告宣伝費
- ウ 展示会等出展費

(補足) 人件費，支払利息，不動産・機械設備購入費，飲食費，経常的な事務所費等に係る経費は対象外とする。

8 懇談会について

(1) 加工・販売施設整備事業においては，専門的かつ総合的な見地から意見を聴取する必要がある場合には懇談会を開催します。

なお，懇談会の意見聴取項目については下記のとおりとなっております。

項目	注意事項
1 事業計画について	
(1) 事業内容の具体性・妥当性	「何をどうしたいか」等、事業計画が明確になっているか。
(2) 事業内容の優位性	事業内容が類似のものと差別化が図られ、比較優位にあるかどうか。
(3) 消費者・実需者ニーズとの適合	消費者・実需者ニーズに基づいた事業であるか。

(4) 事業内容の革新性、創造性	事業内容が旭川地域では新規性があり、新たな需要を創出するものであるか。
<b>2 経営目標について</b>	
(1) 経営目標の妥当性	経営目標や売上の目標等の内容について。
(2) 目標達成の方策の具体性	目標達成のために方策がどの程度検討されているか。
<b>3 地域への波及効果について</b>	
(1) 地域の雇用が確保、創出されるか	事業実施により何らかの雇用が確保・創出されるか。
(2) 地域農業者との連携について	構成員及び地域の農産物の利用等、地域農業者への貢献について。
(3) 他の農業者の模範となる等、奨励すべき事業であるか	事業内容が、他の農業者の意欲向上等に効果があるかどうか。

## (2) 懇談会の日程

懇談会の日程等については、別途事前にご連絡いたします。

## 9 募集期間

令和元年7月1日（月曜日）から令和元年9月20日（金曜日）まで（必着）

### 10 申請書類提出後の流れ

交付申請書の提出を受けた後、書面審査及び懇談会（加工・販売施設整備事業のみ）の結果を踏まえて、採択・不採択の決定を行います。

### 11 申請書類等の受付

- (1) 事前に農業振興課（電話25-7438）にお問合せの上、所定の申請書及び関係書類を添えて、下記に掲載している提出先に持参又は郵送により提出してください。
- (2) 実施要綱、申請書等は旭川市のホームページからダウンロードできるほか、農業振興課でも配布いたします。

### 12 応募書類

#### ■加工・販売施設整備事業

- (1) 補助事業交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号の1）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 納税対応状況申出書（様式第4号）
- (5) 交付決定前着手届（様式第12号の2）  
（補足）事業を交付決定前に着手する場合のみ提出する必要があります。
- (6) 申請者が法人または複数の農業者で構成する団体の場合は定款の写し又は団体規約の写し
- (7) 前年度の決算関係書類（損益計算書、貸借対照表又はこれに準ずる書類）

- (8) 施設の図面の写し
- (9) カタログ等の導入機器等の詳細が確認できる書類
- (10) 導入機器等の見積書の写し（3者以上の業者からの見積書を添付すること）
- (11) その他、市長が必要と認める書類

■商品開発支援事業

- (1) 補助事業交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号の2）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 納税対応状況申出書（様式第4号）
- (5) 交付決定前着手届（様式第12号の2）  
（補足）事業を交付決定前に着手する場合のみ提出する必要があります。
- (6) 申請者が法人または複数の農業者で構成する団体の場合は定款の写し又は団体規約の写し
- (7) その他、市長が必要と認める書類

1.3 消費税の取扱いについて

納税対応状況申出書（様式第4号）において「1 免税事業者」、「2 簡易課税制度適用者」に該当する場合には、消費税の確定申告時に本事業実施に伴う仕入控除税額の控除を受けないため、消費税を含めた事業費が補助対象経費となります。

しかし「3 一般事業者」の場合には、一般的に消費税の確定申告において、本事業実施に伴う仕入控除の適用を行い、消費税の還付を受けることから、事業費のうち消費税額は補助対象経費に該当しません。

なお、「1 免税事業者」、「2 簡易課税制度適用者」については消費税の確定申告後に本事業実施要綱第16条第3項に基づき、「消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第17号）」を提出してください。

事業が完了した翌年度の5月末までに提出をお願いします。

<p>【問合せ・提出先】 旭川市農政部農業振興課園芸係（担当：長谷川（慎）、加藤） 〒070-0034 旭川市4条通9丁目朝日生命ビル4階 電話0166-25-7438 （受付時間 平日 8:45～17:15）</p>
---